



神奈川県

消防設備会報

第52号 令和7年1月



二つの時代を超えて今・・・

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1番地(シルクセンター4F 408号室)
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail: info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第52号 令和7年1月）目次

新年のあいさつ

（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長 黒澤 麻志	1
神奈川県くらし安全防災局長 三浦 昌弘	2
神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長） 望月 廣太郎	3

特定小規模施設自動火災報知機の設置等の一部改正について

小田原市消防本部 副消防長（予防担当） 奥川 誠二	4
---------------------------	---

表彰の荣誉に輝いた方々	7
-------------	---

令和6年度各種講習会の結果概要（中間結果）	8
-----------------------	---

令和6年8月以降の主な通知等	10
----------------	----

協会からのお知らせ	11
-----------	----

表紙：二つの時代を超えて今・・・

横浜ランドマークタワーの脇に寄り添うように、日本最古の商船用石造りドックがある。国の重要文化財にも指定されている。誰もいない夕暮れ時、この明治時代に建造された建築物の底に立ち、平成に建てられたランドマークタワーを見上げていると、二つの時代の変遷を肌で感じることができる。この場所でどれだけ多くの人達のドラマが展開されたのだろう・・・

（写真・文提供 株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 黒澤 麻志

新年明けましておめでとうございます。2025年、令和7年の新春を迎え、会員の皆様、関係団体、行政機関の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。皆様方には、常日頃ひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

昨年は、新年早々から能登半島地震、羽田空港での飛行機の衝突事故、南海トラフに関係する宮崎沖の地震、追い打ちをかけるような能登半島での大雨、さらには県内でも大雨による道路の冠水、床下浸水などの被害が発生するなど、多くの方々が犠牲となりました。犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、改めて予防対策の重要性を認識したところです。

能登半島地震に関しては、現地視察を行いました。想像を絶する地面の隆起、建物の倒壊、さらには火災による甚大な被害など、言葉では言い表せないような大変な状況を目の当たりにしました。あのような状況にあっては、消防車は入れず、水道管が断裂しており消火栓は役に立たない、建物被害は免れたとしても孤立状態が続くなど、消防用設備がどれほど被害防止、被害最小限に機能したのだろうか、自然の脅威を改めて考えさせられました。

これまでも火災予防対策の有効性、重要性を認識して取り組んできたところですが、これまで以上に「想定外」の対策を講じていく必要があると強く感じました。

また、能登半島地震においては、神奈川県から派遣された職員を中心に「デジタルトランスフォーメーション（DX）」を活用した避難者情報等の一元化を行い大きな成果を上げたと聞いています。今後は、こうした新しい技術も学び、生かしていく必要があるのではないかと考えています。

我々消防設備事業者は、消防用設備等の点検を通じて「県民、市民の生命と財産を守る」という社会的責任、使命があり、その一翼を担っているという自覚をより一層強くし、今まで以上に協会会員が力を合わせ、高い倫理観と責任感を持って一致団結して取り組んでいく必要があります。

そこで当協会では、消防設備士や消防設備点検資格者の資質向上や防火管理者の育成のため、各種講習会を実施するとともに、「消防設備点検表示制度（点検済ラベル）」の推進、さらには信頼していただける点検制度として「優良点検事業所認定制度」の実施など、消防設備等の適正化等が一步ずつでも前進するよう努めているところです。

県民の皆様が、安全で安心して暮らせる地域づくりのため、今後も、会員の皆様をはじめ、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人日本防火・防災協会、神奈川県など関係団体等の皆様とともに精進していく所存です。

皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。本年もどうぞ宜しくお願いします。



新年のあいさつ

神奈川県くらし安全防災局長

三浦 昌弘

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進に御協力をいただき、また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にも御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、住民の安全を脅かす大規模な災害が、全国各地で相次いで発生しています。

昨年の上日には、能登半島で最大震度7の地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。

また、8月8日には、宮崎県で最大震度6弱の地震が発生したことにより、制度開始以来、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、翌9日には、県西部を震源とする最大震度5弱の地震が発生しました。

さらに本県は、首都直下地震や南海トラフ地震の切迫性についても指摘されているところです。

大規模地震が発生しますと、建物倒壊や土砂崩れ、津波などのほか、火災も多くも発生します。阪神・淡路大震災では285件の火災が、東日本大震災では300件以上もの火災が、能登半島地震では輪島市などで多数の火災が発生していることが報告されています。

こうした大規模災害時に、その被害を最小限に抑えるためには、日頃からの消防に関する不断の取組が何よりも重要です。県では、大規模災害が発生し、被災地の消防本部だけでは対応しきれない場合は、県と県内消防本部が一丸となって被災地を支援する「かながわ消防」の取組を進めており、その一環として、県内全ての消防本部が参加する訓練を行い、県及び各消防本部の連携体制の強化と救助隊等の技能向上を図っています。

また、県消防学校に設置している全国最大規模の訓練施設「神奈川版ディザスターシティ・災害救助訓練場」について、令和5年度に、住宅密集地の火災やビルの倒壊現場等を想定した訓練ができる施設を整備するなど、訓練機能を拡充しました。

これからも、このような取組を積極的に実施し、本県の災害対応力の向上を図ってまいります。貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されています。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいりますので、今後とも貴協会の皆様から、より一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念申し上げて、新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

望 月 廣太郎

令和7年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、消防設備等に関する技術指導や各種講習会をはじめ、様々な事業をとおして地域の防火防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、全国各地で、地震や土砂災害、風水害といった多様な災害が発生しており、元日には石川県能登半島において最大震度7を観測する地震が発生し、多くの尊い命、貴重な財産が失われるなど甚大な被害がもたらされました。

本県におきましても、台風第10号の影響により、土砂崩れや道路の冠水など多くの被害が発生しております。さらに8月には日向灘を震源とする地震により、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。今後30年以内に高い確率で発生すると言われていた南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大地震をはじめ、甚大化・頻発化している台風や線状降水帯等への防災・減災対策が急務であると再認識したところでございます。

私ども消防機関は、こうした災害の実態等を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、神奈川県と県内消防本部の協力・連携体制を一層強化し、直面する諸課題の解決に結束して取り組むとともに、地域及び関係機関との連携のもと、震災・水災等大規模災害対策の推進や消防広域応援体制の充実・強化、超高齢社会の進展に伴い増大する救急需要への対策など、消防活動能力の更なる向上に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

また、防火・防災に向けた安全対策につきましては、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底や事業者による初動対応能力の向上、防災物品の普及促進等を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置の促進と併せて、適正な維持管理等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を進めるためにも、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございますので、どうか今後とも、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏な一年となりますよう、そして、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

特定小規模施設自動火災報知機の設置等の一部改正について

小田原市消防本部 副消防長（予防担当）奥川 誠二

1 はじめに

平成 18 年長崎県大村市グループホーム火災、平成 19 年兵庫県宝塚市カラオケボックス火災、平成 24 年広島県福山市ホテル火災、平成 25 年福岡県福岡市有床診療所火災など、死者が多発発生した火災を受け、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれの高い用途に対して、自動火災報知設備の設置義務付けの範囲が小規模な施設にも拡大されてきました。

これらの設置義務の拡大に伴い、平成 20 年に簡易に設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備の基準が定められ、さらに特定小規模施設用自動火災報知設備の設置可能施設も自動火災報知設備の設置義務拡大に伴って改正等が行われることとなりました。

2 改正概要

一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 29 条の 4 の規定に基づき、自動火災報知設備（以下「自火報」という。）に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができるとされています。

特小自火報に用いる感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な感知器が開発されている状況を踏まえ、特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大等を行うため、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省省令第 156 号。以下「特小省令」という。）、火災警報設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器省令」という。）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号）について、所要の改正を行うものとなりました。

3 改正内容

この度、改正された内容は、次のとおりです。

- (1) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

ア 特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大【特小省令第2条関】

特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分（延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。）等を追加する。

- ・ 令別表第一（13）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物
- ・ 令別表第一（9）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの
- ・ 令第21条第1項第7号、9号、10号若しくは13号に掲げる防火対象物又はその部分

イ 特小自火報の設置及び維持の基準の見直し【特小省令第3条関係】

（ア）警戒区域が1の防火対象物に限り、特小自火報の全ての感知を連動型警報機能付感知器にできることとしていたが、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとする。

（イ）特定一階段等防火対象物及び警戒区域が2以上の防火対象物における特小自火報の感知器は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室、倉庫、機械室その他これらに類する室に加え、階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものにも設けることとする。

ウ 火災発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器【感知器省令第8条及び第43条関係】

火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音と音声を組み合わせたものであることとし、その音声について詳細を規定する。また、火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器には、その旨を表示する。

- (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正

警戒区域が2以上の場合でも、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を不要とするほか、所要の規定の整理することとする。

4 経過措置

改正省令の施行の際に、現に形式承認を受けている感知器等に係る形式承認は、改正省令による改正後の感知器省令の規格による形式承認とみなす等、所要の経過措置を設けることとしています。

5 おわりに

前述のとおり、延べ面積 300 ㎡未満の特定一階段等防火対象物、民泊部分が 10 パーセントを超えたマンション施設、蒸気浴場、格納庫、重要文化財等の設置基準が緩和されたことにより、特小自火報であっても、迅速な火災覚知等、通常の自動火災報知設備において求められている性能を確保できたといえます。

また、既存の建物においても、壁や床の内部における配線工事等の追加工事は発生せず、簡単に設置することが可能となっているが、今回の改正等により、特小自火報が設置可能な警戒区域数が拡大されたことに伴い、無線通信確保のため中継器を設置するケースがあることが考えられるものについては、工事及び整備に際し、第 4 類の甲種消防設備士の資格を有するものが行うことが必要となります。また、工事の際には防火対象物に使用される建材や使用環境により、電波の到達距離が短くなり動作しない場合があるため、無線式の感知器を設置する際は、設置場所の電波受信状況を確認してください。

いずれも検討会及び意見公募の後、火災警報設備の感知器及び発信機に係る技術上規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 74 号）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（令和 6 年消防庁告示第 11 号）が令和 6 年 7 月 23 日に公布、施行となりましたので、会員の皆様方におかれましては、この点、ご留意いただきたいと思えます。

令和 6 年、訪日外国人旅行者数が過去最高水準を上回り、今後さらに増加すると見込まれています。これに伴い訪日外国人旅行者を受け入れる宿泊施設がひっ迫し、民泊施設が増加することが予想されています。民泊施設を含め今後増加するであろう小規模施設について、消防機関としては、特小自火報の設置など消防法令を遵守していただけるよう、相談・指導・検査など適切な予防行政を行えるよう、今後も引き続き尽力してまいりたいと思えます。

表彰の榮譽に輝いた方々

令和6年度 消防設備関係功労者等表彰式

令和6年11月1日（金）、秋晴に恵まれた中、受賞者の皆さん、消防庁長官、日本消防設備安全センター理事長ほか全国消防長会会長など多数の来賓出席のもと、明治記念館において「消防庁長官表彰」及び「一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰」が挙行されました。

当協会からは、次の方々が、永年にわたる消防用設備等の適正な配置及び維持管理等に尽力し、県民の安全安心に大きく貢献された功績が認められ、受賞されました。

心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

消防庁長官表彰受賞者

◇消防設備保守関係者表彰

工藤 修 様 株式会社赤塚防災設備 代表取締役



※ 下から2段目、右から3人目が工藤様

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰受賞者

◇消防設備保守関係者表彰

峯岸 雅宏 様 株式会社総合防災 専務取締役

◇消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰

富士通ホーム&オフィスサービス株式会社 様 （代表取締役社長 高須 恵一様）

（当日は、佐々木聡グリーンファシリティ事業部シニアマネージャー様が代理出席）



※ 左から、佐々木様、黒澤理事長、工藤様、峯岸様

令和6年度各種講習会の結果概要（中間結果）

令和6年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種別	実施日	受講者
消火設備（1・2・3類）	10月1日・9日、11月13日・21日	559
警報設備（4・7類）	10月2日・8日・16日・18日 11月14日・20日	1,076
避難設備・消火器（5・6類）	10月3日・10日・17日、11月12日・19日	867
計	15回	2,502

◆ 消防設備点検資格者本講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	6月4日～6月6日	9月11日～13日	12月3日～12月5日	受講者合計
受講者数	115	95	105	319

第2種

実施日	6月11日～6月13日	9月18日～20日	12月10日～12月12日	受講者合計
受講者数	114	68	83	268

1種・2種合計 587

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	7月9日	7月23日	12月18日	受講者合計
受講者数	66	87	98	251

第2種

実施日	7月10日	7月24日	12月19日	受講者合計
受講者数	64	75	94	233

1種・2種合計 284

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	11月27日・28日
受講者数	107

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

(1) 甲種防火管理講習

月別	4月	5月		6月	8月	9月	受講者合計
実施日	10.11日	16.17日	23.24日	27.28日	22.23日	26.27日	
受講者数	116	123	130	77	93	121	660

(2) 乙種防火管理講習

実施日	4月19日	6月26日	7月30日	8月21日	受講者合計
受講者数	76	75	38	51	240

(3) 甲種防火管理再講習

実施日	6月24日	受講者合計
受講者数	60	60

(4) 甲乙同時防火管理講習

実施日	5月9.10日	10月24.25日	受講者合計
受講者数	118	79	197

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実施日	6月25日	受講者合計
受講者数	78	78

◆ 防火・防災併催講習

防火と防災の2つの新規資格を併せて取得するための講習で、(一財)日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも(一財)日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実施日	8月27.28日	受講者合計
受講者数	136	136

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」にかかる令和6年度のラベル交付枚数は12月末現在606,980枚です。これは、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況等を勘案すると、他県と比して決して十分とはいえない状況です。

当協会では、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しており、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しています。

<主な推進事業>

- ① 点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ② 防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ③ 優良点検事業所認定制度の推進
- ④ 制度推進のための普及啓発（広告、行事参加等）

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、適正な点検を実施した結果の証として、安心のしるしである「全国共通ラベル」を必ず貼付するようお願いします。

— 消火器用 —

— 消火器以外の設備用 —



点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

点検推進指導員派遣制度の流れ

- ◎ 点検立会いの依頼
建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。
- ◎ 点検実施状況の確認
点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。
- ◎ 点検立会確認の通知
点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

優良点検事業所認定制度の流れ

- ◎ 優良点検事業所認定の申請
点検事業者から申請します。
- ◎ 点検実施状況の確認
点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。
- ◎ 優良点検事業所の認定
点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。



一般財団
法人

神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

https : //www.02-ksk.or.jp/

E-mail : info@02-ksk.or.jp